



後期高齢者医療制度のお知らせ



問合せ先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)
三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)

対象となる人(被保険者)

- ① 75歳以上の人(75歳の誕生日当日から対象)
- ② 65歳以上で一定の障がいがあり、申請により三重県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

10月から後期高齢者医療保険の自己負担割合が変わります

令和4年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合に、現行の「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が新設されます。これまで1割負担であった人のうち、令和3年分の所得が一定以上ある人は、2割負担に変わります(変更対象者は、後期高齢者医療の被保険者のうち約20%)。

令和4年9月30日まで

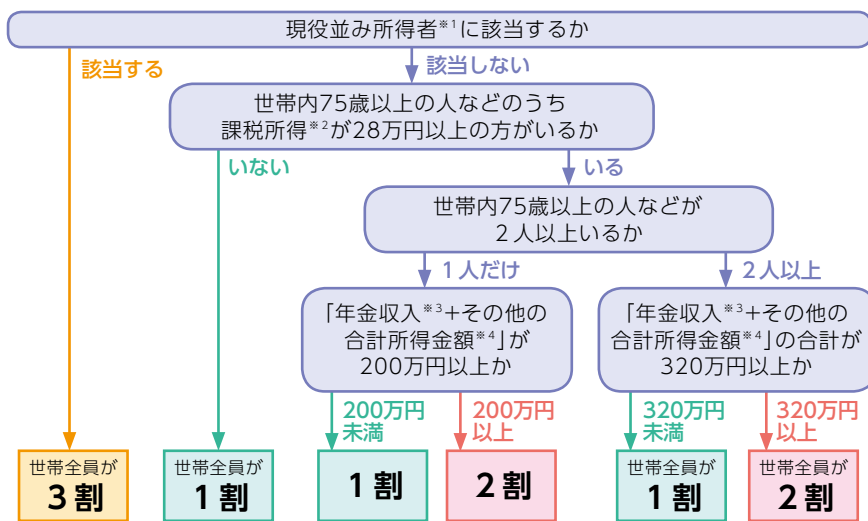
区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般および低所得者	1割

令和4年10月1日から

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上の所得のある人	2割
一般および低所得者	1割

自身の負担割合は、令和4年9月に届く新しい被保険者証でご確認ください。なお、負担割合に変更がない人も、9月に被保険者証が届きますので、そちらをご使用ください。

窓口負担割合判定の流れ

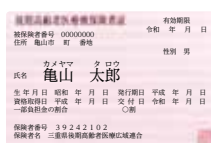


- ※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人のことです。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

被保険者証を7月と9月(2回)に送付します

- 被保険者1人に1枚、被保険者証を交付します。
- 毎年8月の更新とし、7月初旬に三重県後期高齢者医療広域連合から新しい被保険者証を簡易書留で発送していますが、令和4年度は、10月から実施される窓口負担割合の見直しに伴い、次のとおり2回交付します。被保険者証の有効期限にご注意ください。

令和3年度



有効期限 令和4年7月31日

令和4年度

1回目

有効期間 8月1日~9月30日

2回目

有効期間 10月1日~令和5年7月31日

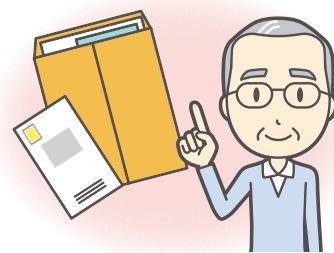
【利用時の注意点】

- ・医療機関にかかるときに必要ですので、大切に保管してください。
- ・紛失したり、汚したり、記載内容に変更があった場合は、速やかに市民課医療年金グループ(本庁1階⑦番窓口)へ届け出て、再交付を受けてください。

令和4年度 保険料額決定通知書を送付します

被保険者一人ひとりに対して保険料を算定し、7月中旬に保険料額決定通知書を市から送付します。

保険料は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、被保険者の所得(令和3年分)に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。



◆保険料の算出方法

均等割額
44,589円

+

所得割額

被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等×8.99%

=

一人あたりの保険料(年額)
(上限66万円)

保険料の納付が困難な場合は ご相談ください

納期限を過ぎると、督促状を発行します。それでも納付されない場合は、通常の保険証より有効期間が短い「短期被保険者証」を交付します。

納期限内の納付が困難なときは、医療年金グループへご相談ください。

傷病手当金の支給制度や保険料の 減免制度があります

新型コロナウイルス感染症に感染した人や、感染症の影響で収入減少が見込まれる人には、後期高齢者医療保険傷病手当金の支給制度や後期高齢者医療保険料の減免制度があります。

詳しくは、医療年金グループへお問い合わせください。

ご自身の健康管理のために

年に1回、健康診査を受けましょう

後期高齢者健康診査のご案内

後期高齢者健康診査の受診券を後期高齢者医療広域連合から順次送付しています。

○対象者 令和4年8月31日までに後期高齢者医療被保険者になる人

○受診券郵送時期 4月末時点の被保険者⇒6月下旬
5月～7月中に被保険者になる人⇒8月上旬
8月中に被保険者になる人⇒9月上旬

○受診期間 7月1日(金)～11月30日(水)
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施期間中でも中止になる場合があります。受診を希望する医療機関に必ず連絡をした上で受診してください。)

○受診方法 受診券が届いた後、同封する健診案内などを確認の上、医療機関へお申し込みください。

○自己負担額 無料
(2回目以降の受診は、全額自己負担になります。)



75歳からのお口の健康チェックを受けましょう

後期高齢者歯科健康診査のご案内

令和4年8月下旬に受診券などを後期高齢者医療広域連合から送付します。

○対象者 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和4年3月31日現在、75歳、77歳および80歳の人

○受診券発送時期 8月下旬

○受診期間 9月1日(木)～12月20日(火)

○受診場所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関

○受診方法 受診券などをご覧ください。

○自己負担額 無料
(2回目以降の受診は、全額自己負担になります。)

